

3 受検率向上に向けた取組の必要性

このほか、県及び新潟市の浄化槽保守点検業者の登録に関する条例では、保守点検業者は浄化槽管理者に対し法定検査を受検させるよう努めるものとされています（県条例第11条第3項、市条例第10条第3項）。また、環境省令や環境省からの通知では、浄化槽工事業者や保守点検業者への法定検査手続の委託の活用や、保守点検や清掃、法定検査等の一括契約の推進を求めています。

当協会でも、平成2年度から新潟県の委託事業として、受検率の低い地域等を「モデル指導地区」に指定し、法定検査未受検者に対する個別指導を行っています。

今回の法改正により、浄化槽法上の規定は整備されましたが、これらの規定に関わらず、関係者がそれぞれの立場で協力して法定検査受検率の向上に向けて取り組むことが重要です。

コラム⑤ 保守点検業者の説明責任

保守点検や清掃といった日常の維持管理と年1回の法定検査は、それぞれ目的が異なり、相互に役割を果たすことによって、浄化槽の適正な維持管理が担保されます。

しかし、浄化槽の保守点検については、その業務が適正に行われていたとしても、内容の説明が不十分であるために、「『保守点検』といつても何をやっているか分からぬ」「マンホールの蓋を開けていっただけで高いお金を取られた」といった苦情が寄せられることがあります。

こうした現状を受けて、環境省では保守点検に対する理解の不足や不信感の解消を図るため、環境省関係浄化槽法施行規則（省令）を改正し、平成15年4月1日から浄化槽の保守点検の委託を受けた者は浄化槽管理者に対し、保守点検記録の内容を対面や電話等によりその内容を説明することが義務づけられました。

環境省の通知によれば、保守点検業者の具体的な対応として、浄化槽管理者に対し、点検結果の説明を行うとともに、異常が認められた事項については、保守点検及び清掃が容易かつ安全に行えるような措置を講じてもらうため、原因及びその対策等を具体的に説明することとされています。

保守点検業者は、浄化槽管理者にとって最も身近な「浄化槽アドバイザー」ともいえる存在ですから、交付する点検記録票の記載内容を工夫するとともに、積極的に点検結果を説明する機会を設けて、浄化槽の保守点検の意義や維持管理上の留意事項等を説明するなど、保守点検業務に対する信頼の確保に向けた取組が必要です。

